

プロポーザルの実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託の受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和7年5月30日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 業務名

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託

2 納入期限

令和8年3月31日

3 プロポーザルの内容

公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容については、公立大学法人新潟県立大学人事給与・勤怠管理システム設計・開発及び保守業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

4 プロポーザル実施要領の交付並びに本プロポーザルに関する質問等

(1) 交付場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

公立大学法人新潟県立大学総務財務部総務課

(2) 質問書の提出

プロポーザル実施要領による

5 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足りる能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 国公立大学又は官公庁に人事給与・勤怠管理システムを納入、構築した実績があり、現在も安定稼働中であること。

- (6) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。
- (7) 参加申込日時点で有効な情報セキュリティマネジメントシステムの規格又はプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマークの使用許諾を受けかつ、3回以上の資格更新をしていること。

6 参加資格要件に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時

(3) 提出場所

4(1)と同じ。

(4) 提出方法

持参（土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、13日（金）は午後5時までとする。）又は書留郵便により郵送することとし、提出期限内必着とする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和7年7月8日（火）午後5時

(3) 提出場所

4(1)と同じ。

(4) 提出方法

持参（土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし8日（火）は午後5時までとする。）又は書留郵便により郵送することとし、提出期限内必着とする。

8 審査等

プロポーザル実施要領による。

9 契約の締結

プロポーザル実施要領による。

10 その他

プロポーザル実施要領による。